

令和 8 年

第 1 回 由 利 本 荘 市 議 会
定 例 会 （ 3 月 ） 追 加 提 出 議 案

令和 8 年 3 月 6 日

秋 田 県 由 利 本 荘 市

令和8年第1回由利本荘市議会定例会（3月）追加提出議案一覧表		ページ
議案第 79号	由利本荘市行政手続条例の一部を改正する条例案	1
議案第 80号	6災354号普通河川西目川左右岸河川災害復旧工事請負契約の締結について	3
議案第 81号	6災378号その他市道上黒森沢線道路災害復旧工事請負契約の締結について	4
議案第 82号	市道薬師堂25号線他道路改良工事請負変更契約の締結について	5
議案第 83号	公の施設の指定管理者の指定について	6
議案第 84号	公の施設の指定管理者の指定について	7
議案第 85号	倒木事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて	8
議案第 86号	令和7年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて	9
議案第 87号	令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（第23号）	別 冊
議案第 88号	令和7年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第3号）	別 冊

議案第79号

由利本荘市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市行政手続条例の一部を改正する条例

由利本荘市行政手続条例（平成17年由利本荘市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 市長等 市長その他の執行機関その他法令に基づき処分権限を有する機関及びこれらの機関から処分権限の委任を受けた機関をいう。

第2条第6号、第4条、第13条第1項及び第2項第5号並びに第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を由利本荘市公告式条例（平成17年由利本荘市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、」の次

に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に改め、「、「同項各号」とあるのは「同条各号」と」を削り、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の由利本荘市行政手続条例の規定は、この条例の施行の日以後の通知について適用し、同日前の通知については、なお従前の例による。

令和8年3月6日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第80号

6災354号普通河川西目川左右岸河川災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 6災354号普通河川西目川左右岸河川災害復旧工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 179,300,000円
(うち取引に係る消費税額 16,300,000円)
- 4 契約の相手方 由利本荘市西目町沼田字新道下2-648
株式会社三浦組
代表取締役 佐藤 強

令和8年3月6日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

6災354号普通河川西目川左右岸河川災害復旧工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 81 号

6 災 3 7 8 号その他市道上黒森沢線道路災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 6 災 3 7 8 号その他市道上黒森沢線道路災害復旧工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 235,400,000円
(うち取引に係る消費税額 21,400,000円)
- 4 契約の相手方 由利本荘市館字中島 231-1
山勇建設工業株式会社
代表取締役 猪股 勇樹

令和 8 年 3 月 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

6 災 3 7 8 号その他市道上黒森沢線道路災害復旧工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 82 号

市道薬師堂 25 号線他道路改良工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更し、締結するものとする。

- 1 契約の目的 市道薬師堂 25 号線他道路改良工事
- 2 契約金額 352,327,800 円
(変更前 339,214,700 円)
- 3 契約の相手方 由利本荘市一番堰 181
村岡建設工業株式会社
代表取締役 村岡 兼幸

令和 8 年 3 月 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

市道薬師堂 25 号線他道路改良工事請負変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 83 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
由利本荘市 矢島老人福祉センター 「寿康苑」	社会福祉法人 由利本荘市社会福祉協議会 会長 三浦 徳久	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 3 月 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 8 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
由利本荘市ゆりの里交流センター	有限会社 ゆりの里振興社 代表取締役 小濱 仁	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 3 月 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 85 号

倒木事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和 7 年 11 月 10 日、由利本荘市尾崎地内において、市道表尾崎町線の歩道に植樹された松が強風で倒れ、市役所駐車場に駐車していた車両を破損させた事故について、次のとおり和解する。

1 相手方

2 和解の内容

由利本荘市は、相手方に対し損害賠償金 1,934,856 円を支払うものとする。

令和 8 年 3 月 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

倒木事故に係る和解及び損害賠償の額を定めるにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 86 号

令和 7 年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて

令和 7 年度由利本荘市スキー場運営特別会計の令和 7 年度由利本荘市一般会計からの繰入額「30,000 千円以内」を「40,000 千円以内」に改める。

令和 8 年 3 月 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

特別会計への繰入れについて、地方財政法第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。